

R7 第五葛西小学校 救急対応マニュアル

1. 疾病事故発生の対応

- ・冷静・沈着・ゆとりの心で、客観的に対処する。
- ・保護者に連絡し医療機関を選択する。連絡が取れない場合は校医の指示を仰ぐ。
- ・救急車の要請は副校長が行う。救急病院に電話予約をする。

1. けがをした児童の前で不用意な言葉を言わない。（不安をあおるような言葉 等）
2. 負傷の程度にかかわらず優しい言葉で安心させ、勇気・元気づける。
3. 負傷した児童以外の指導にあたり、事故現場の混乱回避を図る。
4. 事故の程度や状況によっては無理に動かさない。校長、校医に連絡し、医師や救急車が来るまでの処置や注意事項などの指示を仰ぐ。
5. 教師は、児童のそばを離れない。目を離さない。
6. 教育委員会に速やかに電話で事故の概要を報告する。（担当者と連絡を密にする）
7. 保護者には誠意を持って接する。弁解じみた言動は慎む。また、学校のとった措置や状況を詳しく説明し、事故の措置について理解と協力を求める。

保護者の連絡（原則として担任が行う）

- (1) 事故を報告し、希望する医療機関の有無を確認する。
- (2) 学校から直接医療機関を受診させる場合は、保護者に、保険証と受診料を持って医療機関へ向かうよう伝える。
- (3) 保護者が、勤めの関係等で医療機関へ行くことができない場合や、また、到着前に医師の診察が終了した場合の事後報告は、・医療機関・負傷の状況・処置の状況内容・受信料等について報告する。

8. 相手とのかかわりがある事故の場合は、状況を確認した上で、その保護者にも連絡し、その日の内に適切な処置をとる。
9. 担任は、事故の状況を正しく把握した後、校長（副校長）に経過を報告し指示を仰ぐ。担任が出張等で不在の場合は、至急連絡をとり、帰校を促す。
10. 事故発生の時刻・原因・状況・経過等を、時間の経過を追って正確に記録する。
11. 外部からの問い合わせ等の窓口は一本にする。（校長（副校長））
12. 再発防止のために全職員に事故の概要を説明し、児童への指導の徹底（誤解や誤報の再発防止にも配慮する）を図るとともに、校内体制の再点検や施設、設備の安全確保に努める。
13. 児童指導資料により、保護者に連絡をする。児童指導資料は、留守家庭でも必ず保護者と連絡がとれるように、常に、異動等の変更事項を確認、整備しておく。
14. 時間の許す限り見舞うなど誠意を示し、一日も早い回復を祈る。
15. 入院した場合や見舞いを必要とする場合には、学級の児童との連絡を取り合える幼配慮し、クラスの一員としての自覚を促すようにする。
16. 災害共済給付について十分理解し、保護者にきちんと説明を行う。（校長・養護教諭）スポーツ振興センターの手続きについては、養護教諭が説明し必要書類を渡す。

〈病気の場合〉

保健室での休養は、原則として1時間をメドとする。回復が見られない場合は、担任から保護者へ連絡し、迎えの依頼をする。（保護者への連絡は原則として担任が行う。場合によっては養護教諭が担任と相談の上行う）

保護者が両親ともに勤めている場合には、どちらかに連絡を取り、保護者の意向も尊重する。

2. 事故発生時の救急対応

